

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セス其代價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
遞送料廣告料ハ左ノ如ク
一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇月前金六圓
○時事新報社ヨリ直接郵便ニテ送込スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受け

時事新報廣告料前金

一行五錢	廿四字點	一日限	六日迄	一日以上	七日以上
十二錢					
十一錢					
十錢五厘					

時事新報

機を見て先づ自から節減す

過般以來東京株式取引所の仲買が所に向て要求したる
三件の中に就き最も主要なるは手賃料の中より税金を
引去りたる残高配分の割合にして前後數次の會議も懸
念も専ら重きを此點に置き昨今漸く四分を株主に取り
六分を仲買に與ふ可しと云ふに役員の内意を定めて所
謂要求委員ある仲買に返答に及び月餘の紛糾も漸く結
了したるよし是れより先き懸談の席に於て役員の内意
四六に在るを聞くや仲買四人の委員は是非三七にはど
主張せしのみあらず仲買人全體の意見は最初の立案八
分を仲買へ二分を株主へと云ふ其二八の割合は固より論外にし
を勘辨し二分五厘と七分五厘に定めて夫れより以上は
決して引く可らずと痛論したるほどなりしに今や直に
を望むの外あきものゝ如くにして剛柔俄に其勢を變じ
たるは蓋し大抵の邊に見切らざるときは或は得る所あ
きに終らんふと悟りしにも由る可しと雖ども取引所
の役員が先づ自から大に経費を削減して改正の實行に
機を示したるみそ其最も重もある原因ならんと思はる
しなり

聞く處に據れば此度の改正は嘗て株主の損する所は凡
そ金一萬八千圓にして一株に付九圓即ち一割近くの配
當を殺がるゝみどされば二八の割合は固より論外にし
て三七も亦行はる可き限りに非ず下て四六の配分論は
容易く決定に至らざりしも亦怪ひに足らざれども役
員が金二萬二千餘圓の經費豫算に就き六千餘圓を削
減して株主への配當に堪へし一株に付九圓の減額を六
國に止りんと決心したるより終に大株主等をして断然
に取引の現況を察くに從前重役の所得に歸り
たる金額凡と六千圓ありしものを大に減じて二千六百
圓に改めたるが如き他の現況を察らげ各自から自省
の念を起し不當の處に詫罪を認清あらしめたるの事實
に改めたるが如き他の現況を察らげ各自から自省

の念を起し不當の處に詫罪を認清あらしめたるの事實

第一千九百八十二號 第二千九百八十二號
明治廿四年四月七日 火曜日
舊曆辛卯二月廿七日 (癸亥)
月出一千九百零六年六分二十二分
月入一千九百零六年三月廿四時四十分
午後四時四十分
午前四時四十分

(西暦一千八百九十年)

第一千九百八十二號 第二千九百八十二號
明治廿四年四月七日 火曜日
舊曆辛卯二月廿七日 (癸亥)
月出一千九百零六年六分二十二分
月入一千九百零六年三月廿四時四十分
午後四時四十分
午前四時四十分

(西暦一千八百九十年)

李裕烈氏を非なりとして流傳に成し同月二十九日に慶
事科舉を行ふに決したれど李氏は感慨難する能はずし
て朝を去らず此際袁世凱氏の運動頗る怪しき有様あり
詳細の事は後便に報道すべしと三月二十七日京城發の
報に見ゆ

○ヒスマーク侯益々秘密を發ぐ ヒスマーク侯は此項

に非ず表面に入を政費云々と唱ふれども其實は今の當
路の貴顯と稱する輩が爵位を以て威張り車馬官宅を以
て誇り俸給豊にして榮華を極むるを見て不平に堪へず
も施ふ可らず人間萬事の爭端常に數種にあらずして
右は東京株式取引所の近事にして事固より小ありと雖
も推して之を大にすれば大政府の近事に就ても亦通用
す可し政府は國會の豫算裁減案に同意して目下頻りに
政費の節略に忙しく差向き官吏の沙汰を行ひ非職免職
その聲喧しき様子あれども我輩が毎度論じたる如く國
會議員の目的とする所は必ずしも小吏輩の數のみを減
じて其月給費を國庫に餘すし以て自から満足するもの
に非ず表面に入を政費云々と唱ふれども其實は今の當
路の貴顯と稱する輩が爵位を以て威張り車馬官宅を以
て誇り俸給豊にして榮華を極むるを見て不平に堪へず
も聊か鄙劣あるが如し是以てか政費節減などの案を
立てゝ裏面より政府の困難を釈するものにして俗に
云へば政府を困らせてやるまでの策あれば苟も當局者
にして人情を知るの明あらんには早く事の内實を見て
取り政費節減の眞先きに進んで自から大に節し爵位車
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和すると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下 被襲掲ぐるは他年一日露國皇帝の位
萬を有する一大強國を統治し

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和すると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○軍艦發着 軍艦整備は去る二日佐世保へ又高千穂、
扶桑、大和、葛城、武藏の五艦は去る四日館山灣に向ひ横
須賀と同鳳翔は同日御手洗に向け吳港を比叡、金剛の
兩艦はサンガボーランに向けコロンボを、赤城は同日三
ヶ演に向け吳港と就れも拔錨せり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和すると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和すると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和すると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は前期に異あらず
終には孤立して一人の最負あさに至る可し唯氣の毒あ
りと云ふの外あし偶々株式取引所の近事を見聞したる
に付き序あがら一言して當局者の機轉を促すものあり

○露國皇太子ニコラス親王殿下第三世の長
子にして千八百六十八年五月
六日を以て誕生せられ本年本
月滿廿三歲にして母后をアリ
馬官宅等の如き冗費に等しき外觀の假裝を廢し俸給を
薄くして態と質朴の風を作り以て一時の人心を和ると
ふを爲政の機轉あれ斯くすればどて爲政者の快樂を失
ふに非ず政權を固くして地位に安んじ各自の役値を伸
ばすには却て幾段の便利ある可し若しも然らずして今
日々のまことに差置くときは假令へ吏人を沙汰して多少の
政費を減じ豫算査定の數に叶ふふとあるも來期の國會
には重ねて第二の難題を生じ其困難は